

山梨県公報

第一千四百四十三号

平成二十三年

六月十六日

木曜日

目次

告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三七一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三七一

一般競争入札について……………三七二

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………三七三

教育委員会

一般競争入札について……………三七五

人事委員会

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三七七

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………三七七

正誤

平成二十三年六月八日付号外第五十一号中……………三七八

告示

山梨県告示第二百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域
(イ)平成二十二年山梨県告示第五十号中の標柱番号六号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十七号の標柱を結んだ線、十七号と十八号の標柱を結んだ線、十八号の標柱と同告示中の標柱七号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱六号を結んだ線に囲まれた区域

公告

| | | | | |
|-----|---|------|--------|--------|
| 藤の木 | | 標柱番号 | 郡市町村大字 | 地番 |
| 十七 | 同 | 甲斐市 | 大字 | 五二〇六番 |
| 十八 | 同 | 亀沢 | 字 | 同 |
| 十九 | 同 | 上ノ田 | 字 | 三三三四番 |
| 二十 | 同 | 甲斐市 | 大字 | 三三三六番一 |

(ロ)次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十九号と二十号の標柱を結んだ線及び標柱番号十九号と二十号の標柱を平成二十二年山梨県告示第五十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

●特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあつた年月日 平成二十三年六月二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人甲府駅北口まちづくり委員会
 - 代表者の氏名 赤岡利行
 - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
 - 定款に記載された目的
この法人は、甲府駅北口に係るまちづくり事業を自らの手で行うことにより、地域の総合的かつ一体的推進に寄与するとともに、伝統と歴史を守り、それを現代に活かし未来に繋げることにより広く公益の増進に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十三年六月三日から同年八月二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県安心安全見守りセンター
 - 2 代表者の氏名 飯室元邦
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目十三番二号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者・児童などの社会的弱者に対して、地域の見守り安心安全に関する事業のサポートを行い、安心安全な社会を創り福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年六月三日から同年八月二日まで

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
積算システム用機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成二十三年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで。
 - 4 納入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県森林環境部森林環境総務課 総務経理担当
電話〇五五 二二三 一六三一
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日の翌日から平成二十三年七月一日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。
- 3 入札参加資格申請書の提出方法
平成二十三年六月二十四日（金）から平成二十三年七月八日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年七月二十七日（水）午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県庁県民会館四階四〇三会議室
- 5 郵便による入札書の受領期限及び場所
平成二十三年七月二十六日（火）午後五時までに山梨県森林環境部森林環境総務課総務経理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に、「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and amount of services required:
Computer equipment: for integrated system 1 Set
- 2 Date and time for tender:
2:00PM July 27, 2011
- 3 Department in charge:
General Affairs and Accounting Section, Administrative Division for Forestry and Environment, Forestry and Environment Department, Yamanashi Prefectural Government
1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1632

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年五月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社峡南組

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町福士千六百八十四番地

3 代表者の氏名 小池邦之

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第九三二号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十三年四月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年五月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社長田電設

2 主たる営業所の所在地 中央市木原千三百三十八番地

- 3 代表者の氏名 長田紀美夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七九三〇号
- 四 処分の内容 電気通信工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年四月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社加藤建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町春米千百四十九番地
 - 3 代表者の氏名 加藤昭男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第八八三号
- 四 処分の内容 土木工業業、建築工業業、とび・土工工業業、石工業業、鋼構造物工業業、ほ装工業業及び水道施設工業業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年四月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社依田組
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町柳川千二百七十二番地
 - 3 代表者の氏名 依田一志
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第一八号
- 四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、鋼構造物工業業、ほ装工

- 事業、しゅんせつ工業業、塗装工業業及び水道施設工業業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 菊島設備株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市大草町若尾九百七十番地
 - 3 代表者の氏名 菊島優
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一八)第三四九号
- 四 処分の内容 管工工業業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年六月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸信興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町春米千六百八十二番地
 - 3 代表者の氏名 佐藤信廣
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第八三七二号
- 四 処分の内容 土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、ほ装工業業、しゅんせつ工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十三年五月九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年六月十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 小菅開発株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 北都留郡小菅村千三百十九番地
- 3 代表者の氏名 船木末男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第五六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年六月十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社鈴建
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町四百五十一番地
- 3 代表者の氏名 鈴木隆一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第三〇六八号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年六月十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社千徳建設
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市龍地六千六百四番地
- 3 破産管財人の氏名 關本喜文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六四四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年六月十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年五月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社大森林業所
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草五百十四番地
- 3 代表者の氏名 大森欣也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第三七〇四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会

- 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年六月十六日

山梨県教育委員会

教育長 瀧 田 武 彦

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
学校図書館情報システム推進事業用パソコン等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日までとする。
 - 4 納入場所
山梨県教育委員会教育長が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が判断した者であること。
 - 4 この公告に示す借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁
高校教育課指導担当 電話〇五五 二二三 一七六六
 - 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年六月三十日（木）までの山梨県の休日定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会の日時及び場所
平成二十三年七月五日（火）午後三時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四〇一会議室
 - 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成二十三年六月三十日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県教育庁高校教育課指導担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。
 - 5 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年七月二十九日（金）午後二時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四〇一会議室
 - 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十三年七月二十八日（木）午後五時までに山梨県教育委員会高校教育課指導担当（郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
 - 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、賃借料総額として見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 9 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認められた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 四 その他

| | |
|--|---|
| <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 免除</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 契約書作成の要否</p> <p>5 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。</p> <p>6 その他 落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Computer Systems for Yamanashi Prefectural Schools' Library Information Network Propulsion Project 1 Set</p> <p>2 Time and place for tender 2:00PM July 29, 2011, Yamanashi Prefectural Office</p> <p>3 Section in charge High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 6-1, Marunouchi 1-chome, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN Phone 055-223-1766</p> | <p>に定める。</p> <p>平成二十三年六月十六日 山梨県人事委員会 委員長 中 矢 惠 三</p> <p>山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条の二第二項第二号中「施設」の下に「、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るために赴く」に改める。</p> <p>第二十八条中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した」を「次のいずれかに該当する」に改め、「当該住居の復旧作業等のため」を削り、同条に次の各号を加える。</p> <p>一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>山梨県人事委員会規則第二十号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十三年六月十六日 山梨県人事委員会 委員長 中 矢 惠 三</p> |
| <p>山梨県人事委員会規則第十九号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のよう</p> | <p>山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条の二中「施設」の下に「、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一</p> |

号)第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るために赴く」に改める。

第二十七条中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した」を「次のいずれかに該当する」に改め、「当該住居の復旧作業のため」を削り、同条に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正誤

平成二十三年六月八日(号外第五十一号)公布山梨県規則第二十一号山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則中「東日本大震災の被災者等に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)」は、同日東日本大震災の被災者等に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の公布により「東日本大震災の被災者等に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)」となった。